

農地法第4・5条許可申請添付書類

◆太陽光発電設備（営農型以外）

◆申請書 申請書・・・2部 ・ 続紙・・・1部

◆添付書類・・・各1部

※証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

※競売農地の買受適格証明願の場合は、5条許可申請書・添付書類一式を添付してください。（落札後、5条許可書の交付となります。）

◆申請の受付は毎月1日～10日です。（10日が閉庁日のときは、直後の開庁日）

◆農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン（令和3年4月9日太田市農業委員会制定）に沿って申請してください。

○	1	住民票抄本	・譲受人が個人の場合 ・譲渡人の住所が、土地の登記事項証明書の住所と異なる場合
○	2	土地全部事項証明書 ※全部事項証明書に限る	・申請人(譲渡人)が所有名義人と異なる場合は、所有者であることを証する書面（戸籍謄本・住民票抄本等） ・甲区欄に受人以外の所有権移転請求権仮登記がされている農地については、仮登記の抹消または承諾書（印鑑証明書添付）を添付
○	3	位置図	縮尺20,000分の1程度の地図等（都市計画図等）
○	4	付近状況図	縮尺2,500分の1程度の地図等（住宅地図等）
○	5	公図の写し	該当地に「申請地」と記入し、申請地周囲の地目記入
○	6	土地利用計画図	太陽光発電設備の配置、フェンス、標識の設置位置、発電出力、パネル枚数を表示する図面で道路、排水計画等を附記したもの
○	7	転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面	残高証明書・融資証明書・預貯金通帳の写し（原本確認必須）等 ※有効期限がある場合、許可日時点で有効期限内のものに限る。
△	8	平面図・縦断図・断面図	盛土・切土を伴う場合
○	9	誓約書	指定の書式を使用
△	10	FIT認定を必要とするもの	経済産業省の事業計画認定通知書の写し
△	11		電力売電契約書の写し
△	12		小売電気事業者を営もうとする者の登録通知
△	13	FIT認定を必要としないもの	送配電事業者との接続契約書の写し
△	14		一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」
△	15		事業スキームの説明資料
△	16	委任状	申請時、窓口に来られない方全員の委任状
△	17	土地改良区意見書	受益地の場合
△	18	履歴事項全部証明書又は定款・寄付行為の写し	譲受人が法人の場合 （定款・寄付行為は裏書…代表者又は行政書士）
	19	その他	農業委員会・知事が提出を求めた書類

<注 意 事 項>

◎受付場所

太田市農業委員会（新田庁舎 1 階）

■申請書提出時には添付書類を完備してください。

■**農用地区域（内・外）及び土地改良区（受益地・地区外）については、申請前に下記のところで確認をしてください（案内図・公図の写しを持参してください）。**

◆農用地区域（内・外）

太田市全域・・・農業政策課（新田庁舎 1 階）

◆土地改良区（受益地・地区外）

{ 旧太田市・旧新田町・・・待矢場両堰土地改良区（太田警察署隣）
旧藪塚本町・・・・・・藪塚台地土地改良区（藪塚本町中学校北）
旧太田市（強戸地区）・藪塚町・・・岡登堰土地改良区（藪塚本町小学校東）
旧世良田地区・・・佐波新田用水土地改良区（東武伊勢崎線境町駅南）

■**申請地が小作地等に該当する場合は、以下の措置が必要です。**

{ ・**賃貸借の場合は農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知**が必要となります。
・**使用貸借の場合は農地使用貸借契約の合意解約書**が必要となります。

■**開発許可申請を伴う場合は、必ず同時期に申請してください。**

■**盛土規制法に基づく許可が必要な場合は、事前に群馬県建築課に相談してください。**

■申請地が相続税（贈与税）等の納税猶予の特例対象農地に該当する場合は、税金の精算を行ってください。

太田市農業委員会：農地係
（新田庁舎 1 階）

電 話 0 2 7 6 - 2 0 - 9 7 1 5

F A X 0 2 7 6 - 5 7 - 4 5 7 3